

令和4（2022）年度 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
専門職学位課程（法科大学院）入学試験追試験（既修者） 筆記試験出題趣旨

試験実施日：2021年12月12日（日）

法律科目問題1（刑事系）

第1問の前半部分は、他人の自転車に対する各種態様の攻撃について、器物損壊罪の成否を問うものである。「損壊」の定義を正確に示したうえで、具体的な事実関係に即しながら、客体の性状を物理的に変えて通常の使用ができなくすることや、汚物を付着させて心理的に使用できなくすること、さらに、容易に発見できない場所に隠匿することがこれに該当するか否かの判断が求められるとともに、占有移転が伴う場合については、窃盗罪の成否にも触れる必要がある。第1問の後半部分は、犯人蔵匿罪を題材に、具体的事実の錯誤と犯人自身による教唆の可罰性を論ずることを求めるものである。前者については、蔵匿の客体が犯した犯罪類型に関して蔵匿行為者に錯誤があっても、「罰金以上の刑に当たる罪」の認識があれば故意責任は否定されないことを指摘することが必要であり、また、後者については、結論はいずれであっても、それを支える一定の理論的根拠を示すことが求められる。

第2問は、建物の外壁に集音マイクを取り付けて、秘かに室内の会話を聴取した行為、及び、それによって得られた情報を基に、予め発付を受けていた逮捕令状に基づき、その室内に立ち入り、被疑者を捜索したうえで逮捕した行為の適法性を問うものである。室内会話の聴取については、それが強制処分である検証に当たるのかを、強制処分の定義をその根拠とともに示したうえで、本件においていかなる権利・利益が制約されているのか、会話内容まで聴き取れなかったことが強制処分に当たるか否かの判断にあたっていかなる意味を持つのかといった点に言及しつつ、検討することが求められる。また、住居内への立入りと被疑者の捜索については、逮捕する場合には、それらが無令状で行いうること（刑訴法220条1項1号）を示したうえで、その必要性が認められるためには、その室内に被疑者がいる蓋然性が要求され、その観点から、上記の室内会話の適法性が問題になることを指摘し、その適法性を検討することが求められる。

法律科目問題2（公法系）

信仰上の理由でひげを蓄えていた市役所職員に対して、服務規程に従うように求める職務命令違反を理由に戒告の懲戒処分を下したという事案について問うた。小問2つに分け、それぞれ職務命令の合憲性、戒告の処分の裁量の逸脱濫用をいうXの主張について、その当否を問うた。

いずれについても、関連する判例や学説を踏まえて、適切な判断枠組みを設定し、それを設定された事案に当てはめられるかどうかによって評価した。

法律科目問題3（民事系）

〔設問1〕 本問は、借借人が貸貸人の承諾を得て行った転貸借において、転借人の行為について借借人がいかなる範囲で責任を負うのかについて、具体的な事例に即して検討することを通じて、その理解を問うものである。

〔設問2〕 本問は、本問事案に即して、会社法 355 条が定める取締役の法令遵守義務の意義、および取締役が同義務に違反した場合の会社に対する責任（会社法 423 条）の諸要件を検討することを通じて、その理解を問うものである。

〔設問3〕 本問は、前訴と後訴の当事者が異なるため、民事訴訟法 115 条の直接適用により既判力の拡張を導くのが困難な場合において、実体法的な効果としての反射効の成否または同法 115 条の直接適用によらない既判力の拡張の成否について論じることを通じて、その理解を確認するものである。